

公益財団法人鳥取県市町村振興協会特定個人情報の取扱いに関する基本方針

平成27年10月28日
理事会議決
平成28年7月7日
一部変更
令和2年2月4日
一部変更

公益財団法人鳥取県市町村振興協会(以下「この法人」という。)は、個人番号及び特定個人情報の適正な利用と確実な保護の重要性を認識し、以下の方針に基づき組織として特定個人情報等の安全かつ適正な取扱いの確保に努めます。

1 法令等の遵守

この法人は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)が個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の特例を定めるものであることを認識の上、番号利用法並びに関連する各種の法令及び条例並びに「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会告示第5号)を遵守します。

2 特定個人情報等の収集・取得

この法人は、特定個人情報等について、番号利用法に定められている場合に限り、業務の遂行に必要な範囲内で適法かつ公正に収集、取得します。

3 特定個人情報等の利用

この法人は、取得した特定個人情報等は、取得の際に示した利用目的及びそれと合理的な関連性のある範囲内で、番号利用法と関係法令等に従い実施する事務の処理上必要な限りにおいて利用します。

4 利用目的の通知・公表

- (1) この法人は、特定個人情報等の取得及び利用に際しては、法令等に規定されている場合を除き、その利用目的について、本人に通知し、又は公表します。
- (2) この法人が個人番号を取り扱う事務の範囲は別表のとおりとし、当該事務を行うために必要な限度で特定個人情報等を利用します。

5 特定個人情報等の提供

この法人は、番号利用法に定められている場合を除き、本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報等を第三者に提供しません。

6 特定個人情報等の管理

- (1) この法人は、特定個人情報等を正確かつ最新の状態で管理するとともに、情報の漏えいや滅失等を防止等するために必要かつ適切な安全管理措置を講じ、保管の必要のなくなったものは、できるだけ速やかに廃棄、削除等します。
- (2) この法人は、特定個人情報等を取り扱う事務の実施方法等を整理し、その具体的な取扱いを明らかにする取扱要綱を定め、特定個人情報等の安全かつ適正な管理を実施します。また、特定個人情報等の安全かつ適正な取扱いについて役職員等へ周知徹底に努めるとともに、管理体制を継続的に見直します。
- (3) この法人は、特定個人情報等の取扱いについては、原則として外部に委託しません。

7 特定個人情報等の開示・訂正等

この法人は、本人から特定個人情報等について開示・訂正・利用停止・消去等の要求があった場合には、法令等に従い速やかに対応します。

8 連絡窓口等

この法人は、特定個人情報等の取扱いに関する苦情等を受付ける窓口を設け、苦情等を受付けた場合には、適切かつ速やかに対応します。

この法人における取扱いに関するご質問や苦情については、下記の窓口にご連絡ください。

- ① 窓 口 公益財団法人鳥取県市町村振興協会事務局
- ② 所在地 鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎内
- ③ 電 話 0857-29-3184
- ④ F A X 0857-27-3065
- ⑤ E-mail shinko@city.tottori.tottori.jp

平成27年10月28日

公益財団法人鳥取県市町村振興協会

理事長 深 澤 義 彦

別 表（個人番号取扱い事務）

| | |
|---------------------------------|---|
| <p>・役職員等（扶養家族を含む。）に係る個人番号関係</p> | <p>①源泉徴収税・特別徴収税関連事務</p> <p>②財産形成非課税貯蓄関連事務</p> <p>③健康保険・厚生年金保険関連事務</p> <p>④国民年金第三号被保険者関連事務</p> <p>⑤雇用保険・労災保険関連事務</p> <p>⑥中小企業退職金共済関連事務</p> |
| <p>・役職員等以外の個人に係る個人番号関係</p> | <p>①報酬・料金等の支払調書関連事務</p> <p>②不動産の使用料等の支払調書関連事務</p> <p>③不動産等の譲受けの対価の支払調書関連事務</p> <p>④不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書関連事務</p> |